

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成24年7月31日

【発行者名】 しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大澤 宣之

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 野呂 俊夫

【電話番号】 連絡場所 東京都中央区京橋三丁目8番1号
03 - 5524 - 8161

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 しんきんインデックスファンド225

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 継続申込期間
(平成24年3月31日から平成25年3月29日まで)
3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年3月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部分__は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（8）【申込取扱場所】

<訂正前>

信金中央金庫（指定登録金融機関）

東京都中央区八重洲1丁目3番7号

なお、信金中央金庫との間で取交わされた「投資信託受益権の取次業務に関する基本契約書」に基づいて、取次登録金融機関（信用金庫）の本・支店（所）においても募集等の取次ぎを行います。（以下「取次登録金融機関」といいます。）

しんきん証券株式会社（金融商品取引業者）

東京都中央区京橋3丁目8番1号

「一般コース」のみのお取り扱いとなります。

（上記の金融機関および金融商品取引業者を総称して「販売会社」ということがあります。）

<訂正後>

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <http://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話・PHSからは 03-5524-8181）

（受付時間：土日、休日を除く9：00から17：00まで）

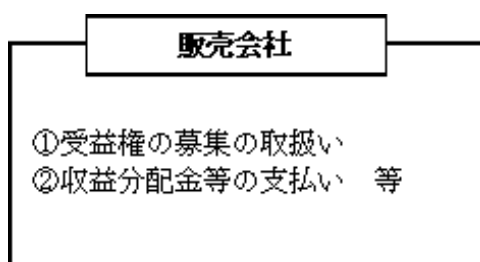
第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（3）【ファンドの仕組み】

訂正部分を抜粋し、訂正後の内容を記載しております。



第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)

(2) 資本金の額

490,998百万円(平成23年3月末現在)

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

しんきん証券株式会社(金融商品取引業者)

(2) 資本金の額

20,000百万円(平成23年3月末現在)

(3) 事業の内容

金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。

3 - (1) 名称

株式会社しんきん信託銀行(受託会社)

(2) 資本金の額

10,000百万円(平成23年3月末現在)

(3) 事業の内容

信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<後略>

<訂正後>

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)

(2) 資本金の額

490,998百万円(平成24年3月末現在)

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

株式会社富山銀行(指定登録金融機関)

(2) 資本金の額

6,730百万円(平成24年3月末現在)

(3) 事業の内容

日本において銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。

3 - (1) 名称

しんきん証券株式会社(金融商品取引業者)

(2) 資本の額

20,000百万円（平成24年3月末現在）

(3) 事業の内容

金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。

4 - (1) 名称

株式会社しんきん信託銀行(受託会社)

(2) 資本の額

10,000百万円（平成24年3月末現在）

(3) 事業の内容

信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

< 後略 >

2【関係業務の概要】

< 訂正前 >

(1) 信金中央金庫における関係業務の概要

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) しんきん証券株式会社における関係業務の概要

委託会社の指定する金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(3) 株式会社しんきん信託銀行における関係業務の概要

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託者への交付等を行います。

< 訂正後 >

(1) 販売会社

委託会社の指定する登録金融機関または金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 受託会社

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託者への交付等を行います。